

東京地方税政連

発行所：東京地方税理士政治連盟 横浜市西区花咲町 4-106(税理士会館内) 電話 (045)243-0521
発行責任者：会長 鈴木 崇晴 編集責任者：広報委員長 藤田 伸哉



目次

● 会長定期大会挨拶	東京地方税理士政治連盟 会長 鈴木 崇晴	3
	神奈川県税理士政治連盟 会長 一ノ瀬 裕	4
	山梨県税理士政治連盟 会長 中込 公人	5
● 第 58 回定期大会報告		6
● 国会議員地元陳情		15
● 神奈川県 各政党との予算要望ヒアリング		18
● 「令和 7 年度税制改正に関する要望の内特に重要な 7 項目」		19
● 秘書懇談会		23
● 後援会だより		24
● 税政連だより		28
● 「税理士による推薦国会議員等及び後援会」名簿		32



会長定期大会挨拶

東京地方税理士政治連盟

会 長 鈴木 崇晴

東京地方税理士政治連盟会長の鈴木崇晴でございます。

第58回定期大会開催にあたり、一言挨拶を申し上げます。本日はお暑い中、又、ご多忙にも関わらず日税政から東会長、吉川幹事長、東京税政連名倉会長、千葉税政連三保会長、関信越税政連小林会長、又、東京地方税理士会北島会長他関連諸機関の方々の多数のご参加をいただきまして、心より御礼申し上げます。

皆様ご承知の通り税政連活動は、我々税理士の為、又、納税者の為に建議書に基づいて、その建議項目が一つでも成就する為に議員に対して政治活動を行う組織でございます。

現在、他の税政連を含め加入率の低下とそれに伴う財政の逼迫に対応し苦慮しながら組織活性化の為に諸施策の実施、要望実現へ向けた諸活動を行っております。

組織の活性化を計る為には、本会、特に支部における未加入会員へのアプローチ、税政連存在の意義の周知と地道な活動を続けていかなければなりません。と同時に要望を実現するために議員の先生方に対し、後援会を通し「税」というものをきちんと理解してもらうことも大切な事と考えております。

幸いなことに北島会長をはじめ調査研究部、租税教育推進部、公益活動部の各部長の方々の多大なご支援ご協力をいただいておりますことに、この場を通じて感謝申し上げますところでございます。

特に自治体に対するヒアリングにおきましては、毎年何らかの要望が実現している事は、本会の担当部員のご協力によるところで、まことに大きなものだと思っております。

国会議員の先生方に対しましても、後援会の先生方のご尽力により陳情等において手応えを感じる事も多々ございます。

今後とも会員の皆様方に税政連がなぜあるの

か、税政連は業界の利益誘導の組織ではなく、公平で簡素な税制の確立の為、我々税理士の無償独占を維持する為に必要不可欠な組織であることを心に留めていただき、従来通りのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この後、議案審議となりますが活動報告、収支報告等で、この一年間いかにいろいろな苦勞と努力を重ねたかを汲み取っていただいた上で、慎重審議を行っていただければ幸いです。

以上をもちまして、会長の挨拶とさせていただきます。





会長定期大会挨拶

神奈川県税理士政治連盟

会 長 一ノ瀬 裕

神奈川県税理士政治連盟会長の一ノ瀬裕でございます。ご列席の皆様には、平素より税政連への深いご理解と多大なるご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

また本日は、東京地方税理士会北島則行会長の他、関連団体の役員の皆様にご臨席戴きまして、誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

税理士政治連盟は、税理士法第 1 条の「税理士の使命」を全うするため、また税理士法第 49 条の 11 の税務行政その他租税又は税理士制度についての建議権を実現するために活動しています。

税理士会は税理士法に基づく強制入会の特別法人であるため、政治活動を行うことができません。従って税理士会の要望を実現するための政治活動を税政連が受け持っています。

公法である税法を専門的に扱うという、その業務の社会公共性から、税理士法は税理士に税務業務の無償独占権を与えています。

税理士会員の皆様には、税理士の職域防衛の観点からも税政連の活動にご理解ご支援を引き続きお願い致します。

税政連活動の根幹は、支部組織の活性化並びに税理士による国会議員等後援会の拡充により支えられるものであります。

国会議員への陳情については、今年度も国会一斉陳情ではなく各議員に対する地元陳情を「税理士による後援会」とともに早期陳情を実施しております。

「税理士による国会議員等後援会」は、税政連活動の大きな柱として昭和 50 年 7 月に第 1 号が誕生し、以来、数多くの後援会が結成され、令和 6 年 4 月現在全国で 334 の後援会が活動しており重要な役割を担っております。

税制改正等に関する陳情を行うことで、国会議員との密接な関係を構築し、要望項目の実現を

図り、税政連活動の大きな軸となっています。

税政連は言わば「税理士党」であり、税理士制度と税政連・税理士会の要望に理解を示していただく議員の後援会設立を推進しています。

また、各党において開催する神奈川県、横浜市、川崎市各行政に対する予算・政策要望ヒアリングにおいても、本会のご協力の下、議員との活発な意見交換を行っており、要望実現を訴え続けています。

繰り返しになりますが、税政連は、決して特定の政党を支持するものではありません。8 万人を超える税理士が加入する税理士会の要望を実現するため、また税理士の職域を防衛するために設立された政治資金規正法上の政治団体です。税政連の活動によって多くの成果を得ることが出来、この成果の恩恵はすべての税理士会会員が等しく享受しているということです。

しかしながら、収納率が年々低迷している現状となっており、組織率増強が喫緊の課題であります。

税政連の財政状態は諸物価高騰により逼迫した状況にあり、経費削減はもとより会費の収納率が令和 6 年 3 月末で 52.73% と令和 5 年の 54.16% から減少傾向が例年続いています。全国各単位税政連の平均値は昨年で 50.77% となっており、15 単位税政連の内、11 番目であります。どうか、税政連未加入会員への入会勧奨について、個別のお願いをして戴きたくお願い致します。

税理士会員の皆様、どうぞご理解と更なるご支援を、よろしくお願い致します。

最後に本日ご列席のご来賓の皆様、会員の皆様のご健勝と益々のご活躍を祈念致しまして、会長の挨拶とさせていただきます。



会長定期大会挨拶

山梨県税理士政治連盟

会 長 中込 公人

第58回山梨県税理士政治連盟の定期大会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

東京地方税理士政治連盟鈴木会長、神奈川県税理士政治連盟一ノ瀬会長をはじめ来賓の方のご臨席を賜り、また多くの会員の先生方に出席していただきこのように盛大に大会が開催出来ますことに心より感謝申し上げます。

昨年の定期大会で会長に就任して1年になります。私事で恐縮ですが昨年の定期大会等に腰痛により欠席できず大変ご迷惑をおかけしました。その間、塩島幹事長をはじめ役員の皆様にフォローしていただき大変ありがとうございました。

この1年、インボイス制度の開始、政治資金の裏金等の問題、元旦の能登半島地震、今月からの定額減税と様々な事があった年でした。

税政連の活動としましては、6名の山梨関連国会議員への陳情は例年議員会館等で行っていましたが8月中にとのことで地元の議員事務所で行いました。

国会議員の先生方には1時間以上の時間、陳情を受けて頂きました。

また、確定申告期の相談会場の視察を4名の議員にさせていただきました。

3人の議員の先生は初めて相談会場をみたということで大変興味を持って頂き、税理士の活動の一端を理解していただいたと思います。

今日の議案について慎重審議いただき活動方針、収支予算案を承認して頂ければその運動方針に基づいて、私たち執行部は精一杯活動していく所存でありますので、あと1年間会員の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本日御出席された皆様の事業のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。



第 58 回定期大会を開催

第 58 会定期大会が、以下の日程で開催された。

山梨県税理士政治連盟	6 月 20 日 (木)	アピオ甲府タワー館
神奈川県税理士政治連盟	8 月 6 日 (火)	横浜ベイホテル東急
東京地方税理士政治連盟	8 月 6 日 (火)	横浜ベイホテル東急

神奈川県税政連定期大会報告

山本裕子税政連藤沢支部長と吉成博史幹事の司会により、出席者は 202 名であり本会が適法に成立したとの報告があった。

甲谷隆和副会長が定期大会の開会を宣言し、一ノ瀬裕会長が挨拶を行った。

来賓及び顧問・相談役の紹介の後、議長団として今林千昭会員（鎌倉支部）、芋川広教会員（鶴見支部）が指名された。

今林議長は議案審議に先立ち、議事録署名人に守屋和徳会員（平塚支部）、佐藤仁会員（小田原支部）を、書記に大谷孝徳会員（平塚支部）、甲良めぐみ会員（川崎南支部）を指名して議事に入った。

第 1 号議案 令和 5 年度運動経過及び組織活動報告承認の件

田中秀拓幹事長が議案書に基づき説明・報告を行った。

第 2 号議案 令和 5 年度収支決算承認の件

吉川徳男財務副委員長が議案書に基づき説明・報告を行い、続いて榎島正雄会計監事により監査報告が行われた。

今林議長は、第 1 号議案、第 2 号議案について、議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったので、議場に裁決を求めた。

挙手多数による賛成があったので、第 1 号議案、第 2 号議案は原案どおり可決承認された。

第 3 号議案 令和 6 年度運動方針決定の件

田中幹事長が議案書に基づき説明を行った。

第 4 号議案 令和 6 年度組織活動方針決定の件

田中幹事長が議案書に基づき説明を行った。

第 5 号議案 令和 6 年度収支予算決定の件

吉川財務副委員長が議案書に基づき説明を行った。

芋川議長は、第 3 号議案から第 5 号議案につ



【議長】 芋川広教会員 今林千昭会員



一ノ瀬裕会長



【閉会宣言】 鈴木正和副会長

いて議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったため、議場に裁決を求めた。

挙手多数による賛成があったので、第3号議案、第4号議案、第5号議案は原案どおり可決承認された。

第6号議案 神奈川県税理士政治連盟規約一部改正の件

田中幹事長が議案書に基づき説明を行った。

芋川議長は、第6号議案について、議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったため、議場に裁決を求めた。挙手多数による賛成があったので、第6号議案は原案どおり可決承認された。

第7号議案 大会決議採択の件

田中幹事長が議案書に基づき説明を行った。

芋川議長は、第7号議案について、議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったため、議場に裁決を求めた。挙手多数による賛成があったので、第7号議案は原案どおり可決承認された。

議案審議終了後、来賓の鈴木崇晴東京地方税理士政治連盟会長、中込公人山梨県税理士政治連盟会長より祝辞を頂いた。

最後に鈴木正和副会長の閉会宣言をもって本大会は終了した。

(神奈川県税理士政治連盟広報副委員長 安井孝)

東京地方税政連定期大会報告

定刻14時45分に、田中秀拓副幹事長と塩島好文副幹事長の司会により開会した。出席者は神奈川県228名、山梨県28名、合計256名であり本会は適法に成立したとの報告があった。

砂田俊二副会長の開会宣言、鈴木崇晴会長の挨拶、来賓の紹介がされた。続いて議長団に谷中英司会員(横須賀支部)と若尾和成会員(甲府支部)が指名された。再度出席者数の報告があり、3時時点において神奈川県234名、山梨28名、合計262名であった。

議長は議事録署名人に今道敏郎会員(緑支部)と羽田昭徳会員(大月支部)を、書記に星野友紀会員(保土谷支部)と高橋範朗会員(大月支部)を指名して議事に入った。

第1号議案 令和5年度運動経過及び組織活動報告承認の件

辻泰二郎幹事長が議案書に基づき説明・報告を行った。

第2号議案 令和5年度収支決算承認の件

佐野光明財務委員長が議案書に基づき説明・報告を行い、続いて丸山孝佳会計監事により監

査報告が行われた。

谷中議長は、第一号議案・第二号議案について、議場に質疑を求めたところ、発言がなかったため議場に裁決を求めた。挙手多数による賛成があったので、原案どおり可決承認された。

第3号議案 令和6年度運動方針決定の件

辻幹事長が議案書に基づき説明を行った。

第4号議案 令和6年度組織活動方針決定の件

辻幹事長が議案に基づき説明を行った。

第5号議案 令和6年度収支予算決定の件

佐野財務委員長が議案書に基づき説明を行った。

谷中議長は、第3号議案から第5号議案について、議場に質疑を求めたところ、以下の質疑応答があった。

質問：眞島隆行会員(神奈川支部)

重点方針(9)において、今年6月に改正があったが、どのように対処したか、またこれからどのように対処していくのか。



鈴木崇晴会長



【議長】谷中英司会員 若尾和成会員

回答：辻幹事長

日税政は39人の処分があったため推薦は出さないとしたが、当地区連としては第4条の必要な政治活動を行うとの目的を考えて各後援会活動に判断をゆだねると考えている。特に推薦を出さないとはいしていない。

再度、議長は議場に質疑を求めたところ、他に発言はなかったので、議場に裁決を求めた。挙手多数による賛成があったので、第3号議案、第4号議案、第5号議案は原案どおり可決承認された。

第6号議案 東京地方税理士政治連盟規約一部改正の件

辻幹事長が議案書に基づき説明を行った。

若尾議長は、第6号議案について、議場に質疑を求めたところ、発言がなかったので、議場に裁決を求めた。挙手多数による賛成があったので、原案どおり可決承認された。

第7号議案 大会決議採決の件

辻幹事長が議案書に基づき説明を行った。

若尾議長は、第7議案について、議場に質疑を求めたところ、発言がなかったため議場に裁決を求めた。挙手多数による賛成があったので、原案どおり可決承認された。

以上全ての議案が可決承認された後、大会決議文が8名の会員により朗読され、続いて感謝状贈呈、来賓祝辞、祝電披露が行われ、最後に中込公人副会長の閉会宣言をもって本大会は終了した。

(東京地方税理士政治連盟広報副委員長 小林由美子)



東秀優 日本税理士政治連盟 会長



北島則行 東京地方税理士会 会長



名倉明彦 東京税理士政治連盟 会長



美保哲夫 千葉県税理士政治連盟 会長



小林俊一 関東信越税理士政治連盟 会長



【感謝状贈呈 受賞者代表】角田国明



決議文朗読

大会決議

税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充を図るとともに、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するため、次のとおり決議する。

- 一、われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、税理士の使命に則り、税理士の公益的業務への更なる参加ができるよう強力な運動を展開する。

以上決議する。

令和6年8月6日

東京地方税理士政治連盟
神奈川県税理士政治連盟
第58回定期大会

定期大会後の懇親会



坂井 学 衆議院議員



古川 直季 衆議院議員



阿部 知子 衆議院議員



牧島 かれん 衆議院議員



中谷 真一 衆議院議員



堀内 詔子 衆議院議員



甘利 明 衆議院議員



義家 弘介 衆議院議員



浅尾 慶一郎 参議院議員



牧山 ひろえ 参議院議員



三浦 信祐 参議院議員



三原 じゅん子 参議院議員



上田 勇 参議院議員



篠原 豪 衆議院議員



中西 健治 衆議院議員



松本 純 元衆議院議員



丸田 康一郎 自民党 神奈川県第 13 選挙区支部長



草間 剛 自民党 神奈川県第 19 選挙区支部長



鈴木 太郎 横浜市会議長





山梨県税政連定期大会報告

定刻 15 時 10 分、江井誠山梨県税理士政治連盟副幹事長の司会により、出席者数 118 人であり本会が適法に成立したとの報告があった。

三澤信仁副会長が定期大会の開会を宣言し、中込公人会長が挨拶を行った。その後、砂田俊二会員（甲府支部）が議長に指名された。

砂田議長は議案審議に先立ち、議事録署名人に中澤謙一郎会員（甲府支部）、梶原稔会員（大月支部）両名、書記に村上三千代会員（甲府支部）、河西良太会員（甲府支部）両名を指名して議事に入った。

第 1 号議案 令和 5 年度運動経過報告承認の件

塩島好文幹事長が議案書に基づき説明・報告を行った。

第 2 号議案 令和 5 年度収支決算承認の件

初鹿武仁財務委員長が議案書に基づき説明・報告を行い、続いて佐々木かずみ会計監事により監査報告が行われた。

砂田議長は、第 1 号議案、第 2 号議案について議場に質疑を求めたところ、発言がなかったので、議場に採決を求めた。挙手多数により第 1 号議案、第 2 号議案は原案通り可決承認された。

第 3 号議案 令和 6 年度運動方針決定の件

塩島幹事長が議案書に基づき説明を行った。

第 4 号議案 令和 6 年度収支予算決定の件

初鹿財務委員長が議案書に基づき説明を行った。

砂田議長は、第 3 号議案、第 4 号議案について、議場に質疑を求めたところ、発言がなかったため議場に採決を求めた。挙手多数により第 3 号議案、第 4 号議案は原案どおり可決承認された。

第 5 号議案 次期役員選任の件

塩島幹事長が議案書に基づき説明を行った。

砂田議長は、第 5 号議案について議場に質疑を求めたところ、発言がなかったため議場に採決を求めた。挙手多数により第 5 号議案は原案どおり可決承認された。

第 6 号議案 大会決議採択の件

塩島幹事長が議案書に基づき説明を行った。

砂田議長は、第 6 号議案について、議場に質疑を求めたところ、発言がなかったため議場に採決を求めた。挙手多数により第 6 号議案は原案どおり可決承認された。

以上により砂田議長は、すべての議案の審議を終了したことを報告し、降壇した。

議案審議終了後、第 6 号議案で承認可決された決議文が 7 名の会員により朗読された。続いて東京地方税理士政治連盟 鈴木崇晴会長と神奈川県税理士政治連盟 一ノ瀬裕会長からのご祝辞を頂戴した。祝電披露は、山梨県会の総会で一括ご披露することとなった。

最後に高橋範朗副会長の閉会宣言をもって本大会は終了した。

（山梨県税理士政治連盟広報委員長 藤原徳仁）



中込公人会長



決議文朗読

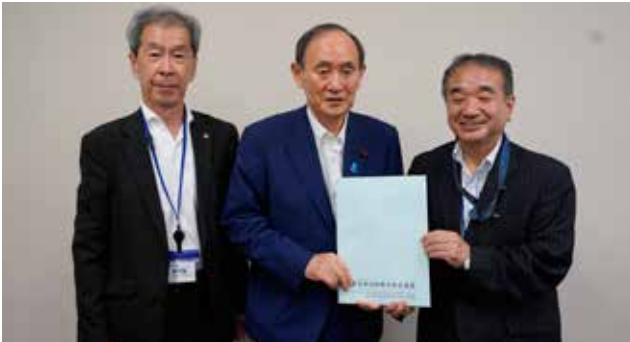
国会議員地元陳情

日税政より早期陳情の依頼を受け、神奈川県税理士政治連盟・山梨県税理士政治連盟において、各議員への早期陳情を、後援会等を通じて28議員に行うことが出来ました。

令和6年の早期陳情は幹事会において可決された「令和7年度税制改正に関する要望の内 特に重要な7項目」を中心に各議員に説明を行いました。

議員対応

衆議院



自民 神奈川2区 菅義偉 議員



自民 神奈川5区 坂井学 議員



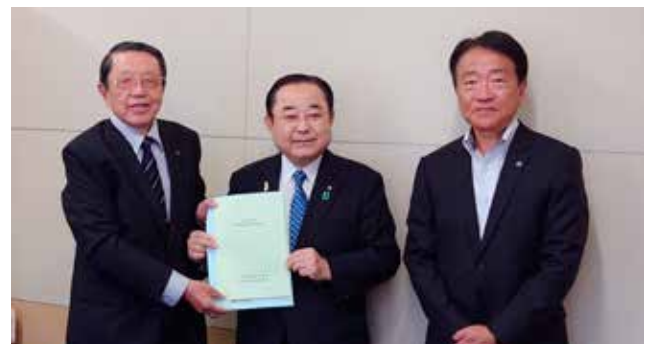
自民 神奈川6区 古川直季 議員



自民 神奈川7区 鈴木馨祐 議員



立民 神奈川9区 笠浩史 議員



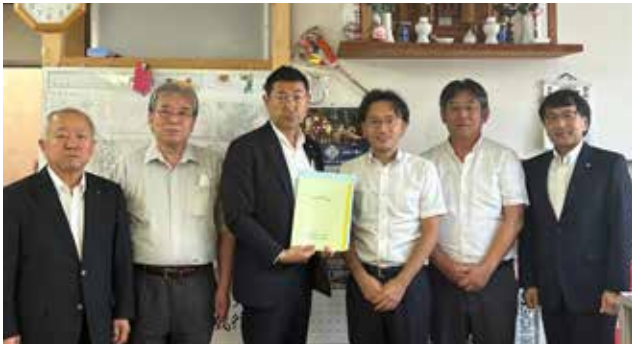
自民 神奈川10区 田中和徳 議員



自民 神奈川11区 小泉進次郎 議員



立民 神奈川12区 阿部知子 議員



自民 神奈川14区 あかま 二郎 議員



自民 神奈川15区 河野 太郎 議員



立民 神奈川16区 後藤 祐一 議員



自民 神奈川17区 牧島 かれん 議員



自民 神奈川18区 山際 大志郎 議員



自民 山梨1区 中谷 真一 議員



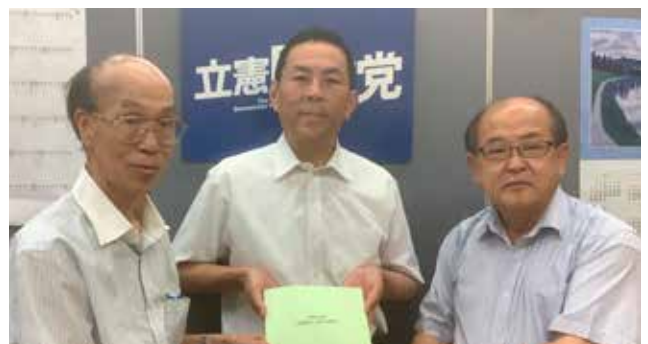
自民 山梨2区 堀内 詔子 議員



自民 比例南関東 甘利 明 議員



自民 比例南関東 義家 弘介 議員



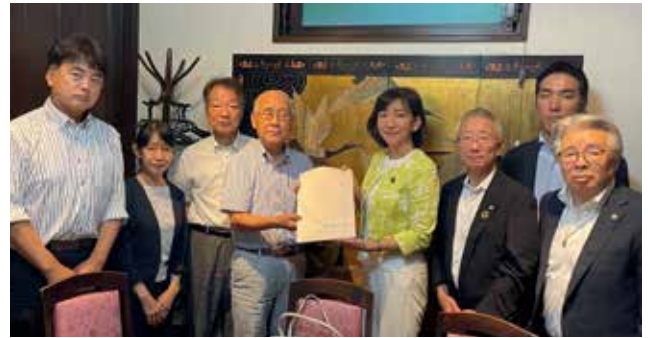
立民 神奈川1区 篠原 豪 議員

議員対応

参議院



自民 神奈川 浅尾 慶一郎 議員



立民 神奈川 牧山 ひろえ 議員



公明 神奈川 佐々木 さやか 議員



公明 神奈川 三浦 信祐 議員



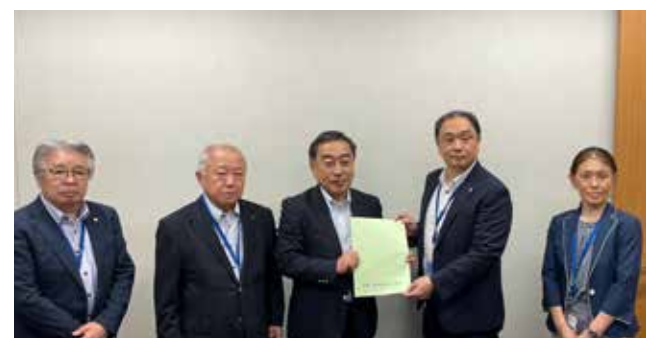
自民 神奈川 三原じゅん子 議員



自民 山梨 森屋 宏 議員



自民 山梨 永井 学 議員



公明 比例代表 上田 勇 議員



維新 神奈川 松沢 成文 議員



立民 神奈川 水野 素子 議員

神奈川県 各政党との予算要望ヒアリング

「今回は2会派から、結果につながる回答を頂きました」

自民党神奈川県議団より

「公益法人等の均等割免除申請手続きに係る柔軟な対応」について、ヒアリングのその場においても、事務取扱の見直しをする旨、県議会議員より話がありました。

具体的には、「今後、提出いただく添付書類については、申請法人の総会終了後に提出することも可能とする」との話がありました。昨年に引き続き、自民党県議団から要望の受入れにご尽力をいただきました。

公明党神奈川県議団より

「中小企業に対しての円滑な融資が実行される環境整備」について、公明党神奈川県議団の皆様もヒアリングのその場において、「県が信用保証料を補助する【かながわ伴走支援型特別融資】が令和6年7月から期間限定で新設されている旨の話をいただきました。

新設されたばかりの制度であった為、迅速な情報提供を頂きました。

その為、同日午後に開催された「東京地方税理士会の支部長会」において、神奈川県作成のリーフレットを配布した旨、東京地方税理士会役員からも話がありました。

このように、地方自治体への要望についても、各議員団が当局へ働きかけを行っていただく事で、着実に成果が出てきております。

これからも税政連と議員との関係を強化することで、要望の実現に一步一步近づけていこうと考えております。

(政策委員長 河内悟朗)



「令和7年度税制改正に関する要望の内特に重要な7項目」

1

消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること。【消費税】

(1) 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻すこと。

消費税の軽減税率制度は、低所得者への逆進性対策としては非効率であること、「社会保障と税の一体改革」という当初の目的から乖離して歳入を毀損し、その補填のため標準税率のさらなる引上げや社会保障給付の抑制が必要となること、区分経理等により事業者の事務負担が増加していること等の理由から、早期の見直しを図り単一税率制度に戻すべきである。

消費税の逆進性の緩和対策としては、必ずしも税制の枠内で解消する必要はなく対策が必要な者に直接給付が出来る仕組みを構築する等、給付面を含めた税制・社会保障制度全体の中で解決することが適切である。

(2) インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること。

インボイス制度の導入に伴い各種の特例が設けられたが、いずれも経過的な取扱いとなっており、それぞれの制度が安定し定着するまでの間、適用期限の延長が検討されるべきである。

①小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）は極めて小規模な事業者の事務負担を軽減する措置として有効であり、令和8年9月30日とされている期限について延長が検討されるべきである。

②免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（8割特例）は適格請求書等の登録をしていない事業者の取引排除の最小化という公正な取引を確保する見地から有効であり、令和8年9月30日とされている期限について延長が検討されるべきである。

③一定規模以下の事業者が適格請求書等の保存を不要とする特例について、証憑類のデジタル化が進みにくい類型であるため、令和11年9月30日とされている期限について延長が検討されるべきである。

2

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。【所得税】

雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領という納税者の意思に基づかない偶発的な損失による担税力の減少に配慮して、その損失額を所得金額から控除する制度である。また、損失発生年の所得金額から控除しきれない額は、翌年分以後の所得金額から控除される。

課税所得の計算上、現行の雑損控除制度では、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしているが、所得控除すべき災害損失は、費用性資産の滅失損や金銭債権の貸倒れとは異なり、課税済みの生活資本に係る不慮の損害について担税力の減殺を見出すものであるため、まず、最初に災害の有無にかかわらず適用される災害損失以外の他の所得控除を適用し、最後に雑損失のうち特定非常災害により生じた損失につき控除を適用し、より手厚い控除可能性を残すべきである。

また、東日本大震災の際には、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により、純損失の繰越控除の特例及び繰戻し還付の特例が適用された。大規模な災害が生じた場合において、その都度特例的取扱いを行うのでは適時の対応が困難になることから、災害が生じた年分の純損失額の繰戻しによる還付を可能とする恒久的な措置等を検討すべきである。

3 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大すること。【所得税】

所得税の計算において所得控除が複雑化することは、源泉徴収義務者の負担が増し、納税事務において事後の修正手続、争訟等のリスクも増大させる高コストの制度となる。一方で、課税の公平性を求めると制度がある程度複雑化することは避けられないのが現実である。この公平性と手続負担の軽減を両立させるためには、申告期限等を延長し、正確な計算に要する時間を確保することも必要である。

(1) 年末調整の実施時期等

年末調整は、その年の最後の給与支払時に行うこととされている。しかし、配偶者や扶養親族の所得が確定していないことによる見込み計算の場合や、新規契約をしたことなどにより生命保険料控除証明書の到達が遅れた場合など、一旦年末調整を行ったものの、翌年に年末調整をやり直すケースが生じることがある。このような事務手続きについて、計算を一回の手続きで完結させるため、年末調整は翌年 1 月末までに行うものとして、給与支払者の事務コストを軽減すべきである。

さらに、年末調整の実施時期の変更に合わせて、法定調書及び給与支払報告書の提出期限も 2 月 15 日とすべきである。

(2) 所得税の確定申告期間

年末調整の実施時期等を変更する場合は、源泉徴収票や法定調書を必要とする所得税の確定申告に影響が及ぶことから、確定申告期間についても見直しが必要である。

加えて、年末の医療費情報やふるさと納税に係る寄附金受領証明書などについては、現行の確定申告期限では、その間にマイナポータルに格納されるケースがあり、せっかくの情報が活用されない結果となることがある。

また還付申告だけではなく納付を伴う確定申告も 1 月 1 日から申告可能な体制とし弾力性を持たせるべきである。

したがって、所得税の確定申告期間は、1 月 1 日から 3 月 31 日までとすべきである。

4 役員給与税制について見直しを行うとともに、中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。【法人税】

(1) 役員給与税制について次の見直しを行うこと。

①業績悪化改定事由の要件を緩和すること。

役員給与は職務執行の対価であり、法人税法第 22 条により原則として損金の額に算入され、恣意性のあるものなど課税上弊害があるものについてのみ損金の額に算入されないのが本来の姿であると考えられる。

一方で現行法は、法人税法第 34 条（役員給与の損金不算入）の規定により、損金に算入される役員給与を限定列举する形式になっており、これらが、企業が本来行うべき適切な経営判断に影響を与えている。

特に顕著な例示として、業績悪化時の役員給与改定の判断がある。経営状況の著しい悪化に至らない場合であっても、業績悪化時に役員給与の減額を行うことは企業が財務体質の悪化を避けるために率先して行うべき措置であると考えられるが、法人税の取り扱いがその経営判断の妨げとなっている場合もある。

そのため、役員給与の減額改定が「経営の状況が悪化したこと」を理由に、赤字の回避のために行われたような場合は、恣意的な利益調整を排除する一定の要件を付した上で、減額改定前後の定期同額給与について、損金算入を認めるべきである。

②新設法人における定期同額給与判定の時期を柔軟化すること。

定期同額給与の額を改定する場合の損金算入の要件は、事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに改定を行い、その改定前後の各支給時期における支給額が同額であることとされている。設立事業年度についても、この規定に従い、事業年度開始から3月以内に役員給与の額を定め支給開始を行う必要があると解されている。

しかしながら、新設法人の場合には設立後開業準備に時間を要するなどの理由から、事業年度開始後3月程度では売上の計上が見込めず、役員給与の支給を開始することができない場合がある。そこで、設立事業年度については、法人が事業年度開始後3月を超える時期を最初の役員給与の支給時期として定めた場合には、当該定めに従って支給した給与も定期同額給与として取り扱い、損金算入を認めるべきである。

(2) 中小企業者等の法人税率の特例について延長すること。

租税特別措置については、その実効性を高める「メリハリ付け」について検討されている。メリハリ付けの方法は「税率をアップさせて特例を拡大」する積極的な方法と、「税率をアップさせずに特例を整理する」消極的な方法が考えられるが、中小法人については後者の方法が妥当する。確かに、中小法人の成長に対するディスインセンティブとなるような税制については整理されるべきであるが、地域経済を支え、国民の勤労義務の受け皿としての中小法人の役割は重要であり、経済の先行きの不安定性が予想されるなか、中小企業者等の法人税率の特例については延長されるべきである。

5 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。【所得税】

近年、わが国の税制では、所得再分配機能の回復や、経済社会の構造変化に対応する観点から、所得税の改革が論じられ、女性の社会進出をはじめとして多様な働き方への対応が検討され、各種控除等の見直しが行われたものの、最大の社会課題である少子化問題に対応したものには至っていない。少子化問題については、子育て世代の可処分所得を増加させることや、子育てと就業の両立、子育て後の再就職の機会を拡大させることなど、あらゆる施策を総動員して対応しなければならず、税制措置による効果は限定的であると考えられるが、①年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との併用、②配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討、③不妊治療や出産費用等に係る医療費控除の拡充、④教育等に関する支出についての税制支援など、少子化対策の一助となる税制について検討を行うべきである。

6 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。【所得税】

法人の不動産の譲渡損失はその法人の他の利益と通算され、繰越控除が認められる。また、個人の所有期間5年超の居住用資産の譲渡損失も損益通算及び繰越控除（以下「損益通算等」という）が一定の要件の下認められている。一方、個人事業者の業務用不動産に係る譲渡損失については、損益通算等が認められていない。

法人・個人間の所得課税及び居住用財産との中立性の確保並びに譲渡損失が生じた場合の担税力の観点から、取得価額の引継ぎを利用した含み損失の贈与や業務転用等による租税回避を防止するために一定期間の業務継続性の要件等を設けたうえで、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失についても、損益通算等を認めるべきである。

7 償却資産に係る固定資産税制度について、制度のあり方を抜本的に見直すこと。【地方税】

現行の償却資産税制度には、国税における減価償却制度と償却資産の評価方法に相違があることや、賦課期日と法人の決算日に不一致があること、課税対象資産の範囲のうち、特に家屋と償却資産の区分に関する法令等が明確でなく実務上の混乱が生じていることなど、事業者には過度な事務負担を強いている。加えて、現行制度が企業の設備投資の阻害要因になっている、諸外国には例の少ない課税制度であり、企業の国際競争力の観点から問題があるとする指摘がある。

したがって、現行の償却資産に係る固定資産税については、上記の問題点を踏まえた制度の抜本的な見直しが必要である。とりわけ償却資産が土地及び家屋とは異質のものであるという課税資産の属性を踏まえると、現行の固定資産税制度から分離し、新しい制度に組み替えることが適当であると考えられる。また、国税の減価償却制度と償却資産の評価を統一し、制度を簡素化することや、税額確定方式としての申告納税方式の採用、免税点及び税率の水準、現行の免税点方式から基礎控除方式への変更など、実務上の問題を踏まえて制度の見直しを検討すべきである。

なお、償却資産に係る固定資産税を現行制度内に存置するとしても、申告期限については、平成 30 年 3 月に一般財団法人資産評価システム研究センターが公表した「償却資産課税のあり方に関する調査研究—申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について—」に、賦課期日は現行制度を維持しつつ、電子申告の場合に限り、法人税と申告期限を一致させることを選択できる制度が示されている。この制度は、適正な課税標準の算定に寄与するものとして評価でき、早期に実現すべきである。



秘書懇談会

神奈川県税政連

7月16日ローズホテル横浜（横浜市中区）にて「推薦国会議員秘書との懇談会及び懇親会」が開催された。

税理士会側から、県連・地区連・後援会・本会の役員合計47名、国会議員秘書の皆様が28名参加した。

懇談会は1部と2部に分けて開催された。1部は税理士のみで開催され、大内浩一本会調査研究部長と河内悟朗県連政策委員長が「令和7年度税政改正に関する要望」（p19～p22 参照）を説明し、「特に重要な7項目」について説明した。

2部は国会議員秘書の方々に、国会陳情の方

法及び「令和7年度税政改正に関する要望の内特に重要な7項目」について説明を行った。

その後、秘書の方々からそれぞれ自己紹介、挨拶を頂戴した。

懇談会は盛況裏にお開きとなり鈴木正和副会長の閉会挨拶によりしめくくられた。



山梨県税政連

8月22日（木）、甲府商工会議所（甲府市）にて国会議員秘書との懇談会を開催した。今回は、6名の国会議員秘書（秘書代理1人含む）にご参加いただいた。

塩島好文山梨県税理士政治連盟幹事長の司会のもと、三澤信仁県連副会長の開会宣言により懇談会が開始した。

初めに、中込公人県連会長の挨拶が行われ、その後、辻 泰二郎地区連幹事長より挨拶をいただいた。そして、江井誠県連副幹事長より出席いただいた秘書の紹介が行われた。続いて、要望事項の発表と説明が行われた。今回の要望事項は下記7項目である。

- 1・消費税 消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること。
- 2・所得税 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。
- 3・所得税 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡充すること。
- 4・法人税 役員給与税制について見直しを行うとともに、中小企業者等の法人税率の特例の適

用期限について延長すること。

5・所得税 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。

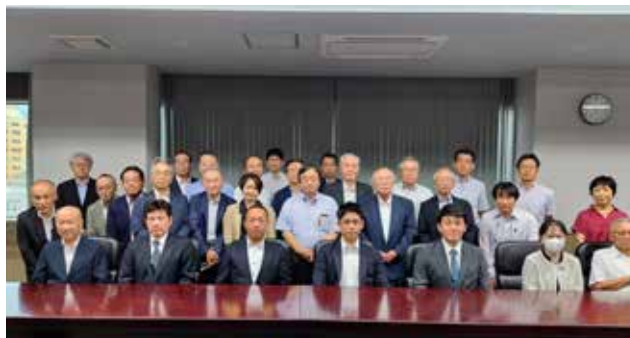
6・所得税 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。

7・地方税 償却資産に係る固定資産税制度について、制度のあり方を抜本的に見直すこと。

要望事項の説明後、本懇談会に参加いただいた秘書の方々からご挨拶をいただき、各後援会会長からも挨拶を頂戴した。秘書の方々と質疑応答をし、税制改正の要望を国会議員の先生方にきちんと伝える旨の回答をいただいた。

最後に、高橋範朗県連副会長の閉会宣言により無事閉会となった。

（山梨県税理士政治連盟 広報委員長 藤原徳仁）



後援会だより

「税理士有志によるまるたこう一郎後援会」 設立総会

5月15日(水)北京飯店(大和市)において、「税理士有志によるまるたこう一郎後援会」の設立総会を開催しました。

当日はご来賓として、東京地方税理士政治連盟鈴木崇晴会長、神奈川県税理士政治連盟一ノ瀬裕会長、神奈川県税理士政治連盟田中秀拓幹事長にご臨席いただき、出席会員25名のもと18時より設立総会を開催した。

議長に石田宏一会員が選出され議長就任の挨拶の後、議事録署名人及び書記を指名し、議案の審議に入った。

第1号議案 税理士有志によるまるたこう一郎後援会規約(案)承認の件

第2号議案 役員選任(案)承認の件

第3号議案 令和6年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 令和6年度収支予算(案)承認の件
以上が上程され、鈴木正和会員が各議案の説明

を行った。各議案ともに全会一致で原案の通り可決承認されました。

総会終了後に、まるた氏より基調講演をいただき、自身の生い立ちから自民党神奈川県第13選挙区支部長となるまでの経緯、官僚時代に携わってきた分野についての話しをしていた。その後に開催された懇親会では、まるた氏自身が出席会員一人一人と歓談し懇親を深めていただき、盛会のうちに終了した。

(後援会会長 鈴木正和)



「税理士による河野太郎後援会」総会報告

6月30日(日)17時から平塚プレジール(平塚市)において「税理士による河野太郎後援会」の定期総会を開催した。

当日はご来賓として東京地方税理士政治連盟鈴木崇晴会長、神奈川県政治連盟一ノ瀬裕会長、田中秀拓幹事長、東京地方税理士会平塚支部小原勝己支部長、藤沢支部城田英昭支部長のご臨席を賜った。

また、河野太郎デジタル大臣ご本人のご出席をいただいたので、持ち物検査などの警備が厳しく、SPの方々をはじめ警察関係者が多い会場での開催となった。

第一部の総会は大谷孝徳副幹事長の司会進行で、守屋和徳会長から後援会活動報告及び挨拶、山本裕子会計から会計報告が行われ、それぞれ承認された。

続いて鈴木会長、一ノ瀬会長よりご祝辞を頂いた。

総会終了後に出席者全員と記念撮影をしたの

ち、河野大臣からパワーポイントを使用しての税務行政のデジタル・トランスフォーメーション、地方税における税務手続きデジタル化等の国政報告があった。

第二部の懇親会は、城田英昭幹事長の開宴のことばではじまり、恒例の河野大臣が各テーブルを回り、現職の大臣と意見交換しながら懇談することができ、大変有意義な時間を過ごした。

(後援会会長 守屋和徳)



「税理士による三原じゅん子後援会」ゴルフコンペ

初のゴルフコンペを令和6年7月9日（火）に葉山国際カンツリー倶楽部ダイヤモンドコースにて、開催いたしました。OUT 4組、IN 4組、総勢31人でみな楽しくプレーができました。わたくしは、役得で三原議員とラウンドできました。

プレー後のパーティーでは、東京地方税理士政治連盟鈴木崇晴会長、神奈川県税理士政治連盟一ノ瀬裕会長、前地区連会長三堀孝夫顧問よりご挨拶を頂戴し、次に国政報告とご挨拶を三原議員にいただきました。普段ではご参加の先生方は背広での会合が多いのですが、ゴルフコンペという中で親交が深められ、有意義な時間が過ごせました。

今後ともこのような集まりを多く持ち、政治連盟が更に仲間を増やして行けるものと信じます。今回のゴルフプレーの中で議員の人柄や優しさに触れることが出来ました。

（後援会会長 中村泰宏）



「税理士による本村賢太郎後援会」第12回総会報告

「税理士による本村賢太郎後援会」の第12回総会を8月5日相模原市民会館（相模原市中央区）にて開催した。当日は支部定例会終了後に多数の後援会会員の出席のもと、ご来賓に鈴木崇晴地区連会長、一ノ瀬裕県連会長、田中秀拓県連幹事長、嘉戸英二税理士会相模原支部長、村上剛県連相模原支部長をお迎えして17時40分より総会を開始した。

細田明彦後援会副会長が総会の開会を宣言し、石橋琢磨後援会幹事の司会により来賓の紹介、その後鈴木健司後援会会長の挨拶があり、議長に市川貞夫後援会相談役が指名され議長席に着いた。

議長は就任挨拶の後直ちに議事に入り、第一

号議案から第三号議案まで滞りなく承認をいただき終了した。

議長は、以上で本日の議事がすべて終了した旨を宣し、議長席より降壇した。

その後鈴木会長、一ノ瀬会長の挨拶と続き、北條諭後援会副会長の閉会の辞により総会は終了した。

休憩後懇親会では嘉戸英二税理士会相模原支部長、村上剛県連相模原支部長の挨拶の後、本村賢太郎相模原市長より、相模原市在住のスケートボード金メダリスト吉沢恋選手との面談報告や、後進のアスリート育成に資する取組を推進するために「夢COCOプロジェクトチーム」の発足を表明する等の挨拶があった。

続いて鈴木峰陽県連副会長の乾杯の唱和があり、懇談となった。最後に井上公秀後援会副会長の閉宴の言葉で和やかな懇親会も終了した。

(後援会幹事長 東元勇樹)



「税理士による菅義偉後援会」総会開催

8月27日午後1時より、衆議院第二議員会館（東京都千代田区）の議員会議室において「税理士による菅義偉後援会」総会を開催した。菅義偉議員、東京地方税理士政治連盟鈴木崇晴会長、神奈川県税理士政治連盟一ノ瀬裕会長をご来賓にお迎えし、議事に入った。

活動報告・収支報告が承認され、総会は終了した。前年・今年と議員会館で総会を行ったが、次年度以降も菅議員が多忙である事や総理経験者であるので、議員会館以外では警備が厳しい事等を考慮して、議員会館で行っていく事を提案し、参加者の同意を得た。

総会後は菅義偉議員による自由民主党総裁選（この記事を書いている時点では総裁選挙期間中）や総理大臣時のお話を聞いた後、議員との懇談会が行われた。最初に佐々木会長より「令和7年度 税制改正に関する要望」の内、特に重要項目を議員に説明した。最後に参加者一人一人が議員と写真撮影を行い、午後2時に閉会した。

今回は前年の総会時に要望のあった「国会見学会」を午前中に行った。菅議員を通して行った為か普通の国会見学では入れない衆議院議長応接室、院内閣議室、第一委員会室（予算員会が開かれる所）等を見学した後、衆議院議員食堂で昼食をとった。今回はお弁当を予約したが、多くの参加者からは「次回が一番人気のカツカレーが食べたい」との声があった。

毎年国会見学会と後援会総会をセットで行う訳にはいかないが、数年に1度に行いたいと思う。

(後援会幹事長 新井通夫)



「税理士による古川なおき後援会」定期総会

8月28日(水)天王町モンテファーレ(横浜市保土ヶ谷区)に於いて「税理士による古川なおき後援会」の第2回定期総会を開催しました。総勢23名出席のもと、来賓に古川なおき議員、東京地方税理士政治連盟大澤清治副会長、神奈川県税理士政治連盟一ノ瀬裕会長、田中秀拓幹事長及び相原哲保土ヶ谷支部税政連支部長にご臨席賜り、総会後には古川議員の時局講演及び懇親会を開催する運びとなりました。

今回は自民党総裁選前の慌ただしい時期でもあり、また総裁選後に解散総選挙の機運が高まる中、当選2期目となる議員の真価を問われる選挙でもあり、税理士による後援会の存在意義を示す重要な総会となりました。

懇親会はお酒も入り終始和やかな雰囲気でも時間も進み、最後に議員の2期目の当選を祈念して宴も終了となりました。(その後は二次会も行われ長い夜となりました。)

(後援会幹事長 星野友紀)



税政連だより

東京地方税政連活動・神奈川県税政連活動

年月日	摘要	会場	東京地方 税政連 活動	神奈川県 税政連 活動
6/3	第 3 回証票伝達式	税理士会館 8 階	○	○
6/3	会務打合せ	税理士会館 2 階事務局	○	○
6/3	衆議院議員 甘利明君を囲む会	横浜ベイホテル東急	○	○
6/4	緑 定期総会	新横浜グレイホテル	○	○
6/4	自民党横浜市連大会	ロイヤルホテル横浜	○	○
6/5	データ通信 定期総会	税理士会館 8 階	○	○
6/5	川崎南 定期総会	川崎日航ホテル	○	○
6/6	鎌倉 定期総会	鎌倉プリンスホテル	○	○
6/6	厚木 定期総会	レゾナントホテル厚木	○	○
6/7	神奈川 定期総会	新横浜グレイホテル	○	○
6/8	神奈川青年税理士クラブ 第 54 回定期総会	税理士会館 8 階	○	
6/10	戸塚 定期総会 兼 40 周年記念式典	横浜ベイホテル東急	○	○
6/10	川崎西 定期総会	川崎西税理士会館 ホテルリノ	○	○
6/10	平塚 定期総会	平塚プレジール	○	○
6/11	横浜南 定期総会	ローズホテル横浜	○	○
6/11	相模原 定期総会	レゾナントホテル東京町田	○	○
6/11	小田原 定期総会	湯本富士屋ホテル	○	○
6/12	鶴見 定期総会	県民共済みらいホール	○	○
6/12	川崎北 定期総会	ホテル精養軒	○	○
6/12	横須賀 定期総会	セントラルホテル	○	○
6/12	大和 定期総会	レゾナントホテル海老名	○	○
6/12	日税政 正副会長会、終了後懇親会	日本税理士会館	○	
6/12	神奈川県社会保険労務士政治連盟 通常総会懇親会	横浜ベイシェラトンホテル		○
6/13	協同組合 定期総会	横浜ベイシェラトンホテル	○	○
6/14	保土ヶ谷 定期総会	ホテルラム横浜	○	○
6/14	藤沢 定期総会	湘南鎌倉クリスタルホテル	○	○
6/17	松本純政経セミナー 2024	横浜ベイホテル東急	○	○
6/17	自民党横浜市連ヒアリング	市役所	○	○
6/18	横浜中央 定期総会	アパホテル & リゾート	○	○
6/18	大月 定期総会	ホテル鐘山苑	****	****
6/20	甲府 定期総会	アパホテル甲府ターゲ	****	****
6/20	山梨県会 定期総会	アパホテル甲府ターゲ	○	○
6/24	本会 定期総会	横浜ベイシェラトンホテル	○	○
6/28	公益活動サポートセンター 定期総会	税理士会館	○	○
6/28	日税政 幹事会	Web 開催	○	
6/29	衆議院議員みに英弘「憲法フォーラム in 緑・青葉」	緑公会堂		****
6/30	税理士による河野太郎後援会 総会	平塚プレジール	○	○
7/1	第 4 回証票伝達式	税理士会館 8 階	○	○
7/1	会務打合せ	税理士会館 2 階事務局	○	○
7/1	地区連・神連 第 2 回財務委員会	税理士会館 5 階	○	○
7/1	地区連・神連 第 1 回組織委員会	税理士会館 5 階	○	○
7/1	神連 第 1 回支部長支部幹事長会（委員会）	税理士会館 5 階		○
7/3	言いだしっぺ「さかい学」を育てる会 2024in横浜	横浜ベイシェラトンホテル & ターグ	○	○
7/4	関東信越税理士政治連盟 定期大会	パレスホテル大宮	○	
7/8	地区連 第 3 回財務委員会	税理士会館 2 階事務局	○	
7/9	税理士による三原じゅん子後援会ゴルフコンペ 懇親会及び国政報告会	葉山国際カントリー倶楽部	○	○

年月日	摘要	会場	東京地方 税政連 活動	神奈川県 税政連 活動
7/9	鈴木太郎君の横浜市会議長就任を祝う会	ローズホテル横浜		○
7/9	衆議院議員 甘利明君を囲む会 2024	東京プリンスホテル	○	○
7/10	衆議院議員 田中和徳 第39回新都市構想セミナー	都市センターホテル	○	○
7/10	自民党川崎市連ヒアリング	市役所	○	○
7/11	自民党横浜市支部連合会 時局講演会	ロイヤルホールヨコハマ		○
7/11	自民党神奈川県連 ヒアリング	県庁	○	○
7/11	もとむら賢太郎を励ます会in東京	ホテルグランド・アーク半蔵門	○	
7/12	千葉県税政連 定期大会	オーケラ千葉ホテル	○	
7/16	税理士による後援会会長・幹事長会及び推薦国会議員秘書との懇談会及び懇親会	ローズホテル横浜	○	○
7/18	本会 第2回理事会	Web 開催	○	
7/19	税政連緑支部 定期大会	新横浜グレイスホテル	○	○
7/22	衆議院議員三谷英弘 政経ランチセミナー	ロイヤルホールヨコハマ	○	○
7/25	日税連 第68回定期総会	帝国ホテル	○	
7/26	本会 支部長会	税理士会館 8階		○
7/26	公明党神奈川県連 ヒアリング	県庁	○	○
7/29	衆議院議員鈴木馨祐「第23回政経モーニングセミナー」	ホテルニューオータニ	○	
7/29	横浜税理士倶楽部第30回定期総会	横浜商工会議所 8階	○	○
8/1	税理士による小泉進次郎後援会 地元陳情	やなせ支店	○	○
8/1	税理士による義家弘介後援会 地元陳情	レストラン kei		○
8/1	松沢成文 陳情	参議院会館 903号室		○
8/1	第5回証票伝達式	税理士会館 8階		○
8/1	会務打ち合わせ	税理士会館 2階事務局	○	○
8/2	衆議院議員笠ひろふみ政経懇話会	都市センターホテル	○	○
8/5	税理士による本村賢太郎後援会 総会	相模原市民会館	○	○
8/5	衆議院議員中谷真一君を励ます会	ホテルグランド・ビル市ヶ谷	○	
8/5	税理士によるあかま次郎後援会 地元陳情	あかま事務所		○
8/5	税理士による山際大志郎後援会 地元陳情	山際事務所		○
8/5	篠原豪 地元陳情	しのはら事務所		○
8/6	地区連・神連 第58回 定期大会	横浜ベイホテル東急	○	○
8/8	税理士による後藤祐一後援会 地元陳情	ごとう事務所		○
8/9	日税政 幹事会	日本税理士会館 10階(ホール)	○	
8/9	税理士による上田勇後援会 陳情	参議院会館 1212号室		○
8/17	税理士による河野太郎後援会 地元陳情	河野事務所		○
8/19	税理士による甘利明後援会 地元陳情	あまり事務所	○	○
8/19	神奈川県税窓会第71回定期総会及び懇親会	ホテルプラザ横浜	○	○
8/20	税理士によるみに英弘後援会 地元陳情	三谷事務所		○
8/20	地区連・神連 第4回財務委員会	税理士会館 5階	○	○
8/20	地区連・神連 第2回組織委員会	税理士会館 5階	○	○
8/20	地区連・神連 第2回広報委員会	税理士会館 5階	○	○
8/20	神連 第2回支部長支部幹事長会(委員会)	税理士会館 5階		○
8/21	税理士による阿部ともこ後援会 地元陳情	あべ事務所		○
8/21	税理士による鈴木けいすけ後援会 地元陳情	鈴木事務所		○
8/21	税理士による笠ひろふみ後援会 地元陳情	笠事務所		○
8/21	税理士による古川なおき後援会 陳情	衆議院第二議員会館 11階 1114号室	○	○
8/22	山連 第3回正副会長正副幹事長会、幹事会、相談役等合同会議及び国会議員秘書との懇談会	甲府商工会議所	○	
8/23	日税政 正副会長会	日本税理士会館 11階(ホール)	○	
8/23	税理士による三浦のぶひろ後援会 地元陳情	公明党神奈川県本部		○
8/26	税理士によるさかい学後援会 地元陳情	さかい学事務所	○	○
8/27	税理士による菅義偉後援会 総会及び陳情	衆議院第二議員会館 11階 1118号室	○	○

年月日	摘要	会場	東京地方 税政連 活動	神奈川県 税政連 活動
8/27	税理士による牧山ひろえ後援会 地元陳情	中華街予定		○
8/28	本会及び関連諸機関総務担当者会議	税理士会館 5 階特別会議室	○	○
8/28	税理士による古川なおき後援会 定期総会	モンテファール	○	○
8/28	税理士による三原じゅん子後援会 地元陳情	ロイヤルホテルヨコハマ		○
8/28	参議院議員 三原じゅん子さんを励ます会 in 神奈川	ロイヤルホテルヨコハマ	○	○
8/29	税理士によるあさお慶一郎後援会 総会及び地元陳情	鎌倉山下飯店	○	○
8/29	税理士による牧島かれん後援会 地元陳情	牧島事務所	○	○
8/29	第 6 回鈴木馨祐衆議院議員を励ます横浜経済人の集い	ロイヤルホテルヨコハマ	○	○
8/30	税理士による佐々木さやか後援会 地元陳情	公明党神奈川県本部		○
8/30	衆議院議員堀内のり子モーニングセミナー	都市センターホテル	○	
8/31	衆議院議員ごとう祐一 各地区集会	伊勢原シェイクスピア	****	****
9/1	衆議院議員ごとう祐一 各地区集会	成瀬コミュニティセンター	****	****
9/2	第 6 回証票伝達式	税理士会館 8 階		○
9/2	地区連第 3 回正副会長正副幹事長会	税理士会館 2 階 (ホール)	○	
9/2	会務打ち合わせ会	税政連事務局	○	○
9/2	神奈川県議・横浜市議との懇親会	金香楼	○	○
9/5	黒岩祐治を囲むモーニングセミナー	横浜ベイシエラ	****	****
9/5	顧問会	未定	○	○
9/6	東海税理士政治連盟 第 50 回定期大会	名古屋マリオットアソシアホテル	****	
9/6	北海道税理士政治連盟 第 58 回定期大会	京王プラザホテル札幌	****	
9/9	協同組合 秋季ゴルフ大会	相模原ゴルフクラブ	○	○
9/10	税理士による黒岩祐治後援会 総会	ブリーズベイホテル	○	○
9/12	税理士会相模原支部創立五十周年記念式典	レゾナントホテル東京町田	○	○
9/13	税理士によるみたに英弘後援会 総会	我が儘	○	○
9/13	北陸税理士政治連盟 第 55 回定期大会	ANA クラウンプラザホテル富山	○	
9/13	近畿税理士政治連盟 第 58 回定期大会	帝国ホテル大阪	****	
9/14	中国税理士政治連盟 第 58 回定期大会	かめ福 (おプレイス)	****	
9/17	地区連 第 5 回財務委員会	税政連事務局	○	
9/17	税理士による笠ひろふみ後援会 総会	横濱楼	○	○
9/18	第 6 回京浜懇話会セミナー	横浜ベイホテル東急	○	○
9/19	東京税政連 定期大会	京王プラザホテル	○	
9/20	地区連 第 2 回正副会長打合せ会	税理士会館 3 階	○	
9/20	地区連・神連合同 第 2 回正副会長打合せ会	税理士会館 3 階	○	○
9/20	地区連・神連 第 3 回合同会議	税理士会館 8 階	○	○
9/21	平松廣司氏 叙勲受賞ならびに全国信用金庫協会会長・信金中央金庫会長就任を祝う会	ホテルニューグランド	○	
9/24	神奈川 7 区 (港北区) 企業団体協議会 令和 6 年総会	新横浜プリンスホテル		○
9/26	日税政 定期大会 (予定)	the okura	○	
9/28	衆議院議員ごとう祐一 各地区集会	レゾナントホテル海老名		○
9/30	鈴木けいすけ 秋の集い	新横浜プリンスホテル	○	○
9/30	衆議院議員山際大志郎君を励ます会	都市センターホテル		○

山梨県税政連活動

年月日	摘要	会場
6/10	第2回総会打合せ会	税理士会館
6/10	第2回正副会長正副幹事長会、幹事会	(書面決議)
6/20	第58回定期大会	アピオ甲府タワー館
6/20	東京地方税理士会山梨県会第68回定期総会	アピオ甲府タワー館
6/18	東京地方税理士会大月支部第59回定期総会	鐘山苑
8/5	定期大会反省会	税理士会館
8/6	東京地方税理士政治連盟第58回定期大会	横浜ベイホテル東急
8/6	神奈川県税理士政治連盟第58回定期大会	横浜ベイホテル東急
8/7	東京地方税理士協同組合山梨地区懇談会並びに 山梨県VIPキャンペーン推進協議会	ベルクラシック甲府
8/22	第3回正副会長正副幹事長会、幹事会、相談役等合同会議	甲府商工会議所
8/23	山梨県関係国会議員秘書との懇談会	甲府商工会議所
8/25	森屋 宏参議院議員	森屋宏事務所
8/26	中谷真一衆議院議員	中谷真一事務所
8/26	堀内詔子衆議院議員	堀内詔子事務所
8/28	永井 学参議院議員	永井学事務所
8/31	中島克仁衆議院議員	中島克仁事務所
9/27	日本税理士政治連盟第57回定期大会	オークラ東京

編集後記

新総理も決まり石破丸は多くの諸問題を抱えての船出。

10月27日投開票も決まり各政党総選挙に向けて戦闘モードへ。

石破内閣の新閣僚として、わが税政連の関係する議員は、坂井学国家公安委員長、三原じゅん子少子化担当大臣、浅尾慶一郎環境大臣、党役員として副総裁に菅義偉議員、選挙対策委員長に小泉進次郎議員 公明党三浦選挙対策委員長、立憲民主は笠浩史国会対策委員長。7人もの議員が就任。

我々税政連役員、後援会役員も総選挙に向けて大忙し。

そして、何とんでも政治不信の原因となった「裏金問題」「統一教会問題」に対して有権者はどういう審判をくださでしょうか。

(広報委員長・藤田伸哉)

「税理士による推薦国会議員等及び後援会」名簿

令和 6 年 5 月 1 5 日
東京地方税理士政治連盟

衆議院

国会議員名	党 派	選 挙 区	会 長	幹 事 長	結成年月日
菅 義偉	自 民	神奈川 2	佐々木 哲夫	新井 通夫	H 9.12. 4
坂井 学	自 民	神奈川 5	笠原 美和	日下部 文映	R 5. 3.22
古川 直季	自 民	神奈川 6	齋藤 敏治	星野 友紀	R 4.11.14
鈴木 馨祐	自 民	神奈川 7	辻 泰二郎	國馬 春夫	H27. 5.11
笠 浩史	立 民	神奈川 9	吉内 弘充	川瀬 博之	H16. 1.11
田中 和徳	自 民	神奈川 10	枝村 和道	池上 英嗣	H 8. 5.18
小泉 進次郎	自 民	神奈川 11	谷中 英司	清水 耕一	H21.10.31
阿部 知子	立 民	神奈川 12	吉澤 陽子	宮治 千枝子	H28. 3.23
あかま 二郎	自 民	神奈川 14	小山 智祐	小形 剛央	H28.11.22
河野 太郎	自 民	神奈川 15	守屋 和徳	城田 英昭	H 8. 6.17
後藤 祐一	立 民	神奈川 16	三橋 正人	遠藤 哲也	H22. 1.22
牧島 かれん	自 民	神奈川 17	槇島 正雄	石川 和俊	H27.11.11
山際 大志郎	自 民	神奈川 18	大森 行雄	小笠原 輝昭	H26. 9.19
中谷 真一	自 民	山 梨 1	田中 茂樹	鈴木 博之	H28. 4.18
堀内 詔子	自 民	山 梨 2	湯山 智治	清水 学	H27.10. 1
三谷 英弘	自 民	神奈川 8※	岸 蔚	平山 紀美子	R 3. 1. 5
義家 弘介	自 民	神奈川 16※	須藤 紳次郎	中村 和恵	H30. 7.26
甘利 明	自 民	神奈川 20※	鈴木 昌彦	富岡 弘文	H11. 1. 5

参議院

※比例南関東ブロックにて当選

国会議員名	党 派	選 挙 区	会 長 (推薦人代表)	幹 事 長	結成年月日
浅尾 慶一郎	自 民	神奈川県	今林 千昭	大場 尚之	H11. 5.18
牧山 ひろえ	立 民	神奈川県	横濱 英紀	六槍 勝明	H21. 5.18
佐々木 さやか	公 明	神奈川県	阿部 幸宣	大崎 ケイ子	H25. 6.20
三浦 信祐	公 明	神奈川県	亀重 恵美子	西山 昌秀	H28. 5.17
三原 じゅん子	自 民	神奈川県	中村 泰宏	近藤 高司	R 5.12. 8
森屋 宏	自 民	山 梨 県	天野 友一	江井 誠	R 1. 5.20
永井 学	自 民	山 梨 県	若尾 和成	小林 茂幹	R 4. 9.26
赤池 誠章	自 民	比例代表	石橋 秀樹	池田 善一	H19.11.17
上田 勇	公 明	比例代表	芋川 広教	松永 しのぶ	H21. 2. 3
松沢 成文	維 新	神奈川県	(瀧浪 貫治)	—	—
水野 素子	立 民	神奈川県	(藤田 伸哉)	—	—
片山 さつき※	自 民	比例代表	—	—	H31. 3.22

県知事・市長

※片山氏については、第 26 回参議院議員通常選挙 (R4 年) にて推薦しているが「東日本六税政連の税理士による後援会」として「東京税政連」が管轄している為会長等の記載はしない。

首長名	党 派	選 挙 区	会 長	幹 事 長	結成年月日
黒岩 祐治	無所属	神奈川県知事	原 清助	宮島 和比古	H25. 9. 5
長崎 幸太郎	無所属	山梨県知事	村松 滝夫	羽田 昭徳	H27.12.21
福田 紀彦	無所属	川崎市長	西山 裕志	江口 進	H27. 4.10
本村 賢太郎	無所属	相模原市長	鈴木 健司	東元 勇樹	H21.12.12

前・元国会議員

国会議員名	党 派	選 挙 区	会 長	幹 事 長	結成年月日
松本 純	自 民	神奈川 1	浅木 克眞	裏木 新	H25.11.27

第 50 回衆議院議員総選挙における推薦国会議員等候補予定者 (上記記載以外の被推薦者)

推薦国会議員等 候補予定者名	党 派	選 挙 区	会 長	幹 事 長	結成年月日
篠原 豪	立 民	神奈川 1	(中山 捷彦)	—	—
中西 健治	自 民	神奈川 3	松江 泰弘	秋本 晃伸	※税理士有志による中西けんじ後援会が R5.10.18 に設立
丸田 康一郎	自 民	神奈川 13	鈴木 正和	清水 洋州	※税理士有志によるまるたこう一 郎後援会が R6.5.15 に設立
草間 剛	自 民	神奈川 19	(五味 雅彦)	—	—

黒字化と、その先の優良企業へ。 「月次決算」で未来が変わる。

苦しい時期を乗り越えて長く続いていける企業であるために。

わたしたちTKC全国会の会員税理士は、関与先企業の黒字決算を進め、優良企業への道を拓くためにさまざまな活動をしています。

その一つが毎月の巡回監査。会計ソフト「FXクラウド」を用いた月次決算のお手伝いや経営助言を行うことで、

関与先企業はリアルタイムに自社の業績を把握でき、決算の先行きを管理することが可能です。

そうした活動の結果、関与先企業のじつに54%近くが黒字経営を達成(2023年)。

さらに、TKC経営指標(BAST)をもとに、優良企業に成長していくための支援をしています。

コンプライアンスを遵守し、高付加価値経営に取り組む経営者を増やすこと。

それにより地域の中小企業が黒字化し、優良企業になっていくことで地元の経済が活性化し、日本の未来が変わっていく。

わたしたちは金融機関の皆さまと協力しながら、中小企業経営者のよき伴走者として歩んでまいります。

TKC全国会が考える優良企業の条件

- ① 自計化システム利用による月次決算の実施。
- ② 法人税申告時に税理士法第33条の2第1項に規定する書面が添付されている。
- ③ 中小会計要領(中小指針)に準拠している。
- ④ 限界利益額が2期連続で増加している。
- ⑤ 自己資本比率が30%以上である。
- ⑥ 税引き前当期純利益がプラスである。



中小企業の創業から経営改善、事業承継の支援まで。
TKCの会員税理士は、優良企業への道のりを伴走します。

TKC全国会

〒162-8585 東京都新宿区揚場町2番1号 軽子坂MNビル4階 ☎03-3235-5511 Web <https://www.tkc.jp/>

より詳しい情報はこちらから！

TKC全国会

検索



6,500件の会計事務所でご利用いただいている確かな実績!

入力業務削減は「JDL AI」。



JDL AI®

顧問先1件分(約250仕訳)の仕訳生成がわずか**2**分で完了!

新開発 証ひょう読み取りと同時に仕訳を生成! 「オンタイム仕訳生成処理」

通帳 見開き**3**ページ



クレジットカード明細**3**枚



レシート・領収証**100**枚



※通帳見開き3ページ、クレジットカード明細3枚、レシート・領収証100枚(計 約250仕訳)を、弊社所定のサーバーおよび証ひょう読み取り機器にて読み取り、JDL AIによる仕訳データ生成を行った実測値です。動作速度等は、ご利用環境・対象となる証ひょうの種類・内容によって異なります。

あっという間に仕訳が生成される様子を動画でご覧いただけます!

JDL

検索



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

税務業務のエキスパートを支える 安心のアシスタント人財をご紹介します

税理士
会計士の
アソシエイト

経理事務
営業実務
各種有資格者
(簿記等)

役員秘書
企業受付
販売、接客
サービス業務

『はたらく』を創造し、
『しあわせ』を実現します。
私たちは、顧客＋従業員満足を
追求いたします。

イデアコーポレーションは明治20年に横浜で創業し
「企業は人なり」を起点に、もっとも重要な力は
人にあることを大切にしてきました。
創業当初より培ってきた請負業・物流業・
フィットネス店舗運営などのノウハウをベースに
総合人材サービスを展開しております。

ご利用のメリット

01

厳選された登録スタッフ

専門のコーディネーターが御社のご要望を詳しく伺い、登録スタッフの中から **厳選した適切な人材をご提案します。**

02

採用に関わるコストと工数の削減

成功報酬型のため、**採用に至るまでの費用は無償です。**求人広告原稿の作成から掲載～募集～人選～面接までを承りますので、**採用にかかる業務時間の削減に繋がります。**※ご成約の時点で手数料が発生します。

03

長期的なパートナーシップ

クライアントの頼れるパートナーとして、**ご成約後も定期的なフォローアップとサポートを行い、信頼関係を築いて参ります。**

期間限定！

初回ご利用のお客様のみ！

人材紹介手数料が **50%OFF**

初回ご利用時に限り、紹介者1名の手数料を通常時より

50%OFFのキャンペーンを実施します。

優秀な人材をお得に見つけるチャンスをお見逃しなく。

お問い合わせ

ご質問やご相談はお気軽にご連絡ください。

株式会社イデアコーポレーション HR事業部
横浜市中区常盤町4-45 アートビル5F

TEL : 0120-86-9002

MAIL : ideahr_info@ikedagrp.co.jp

HP : <https://www.ideajob.jp/>

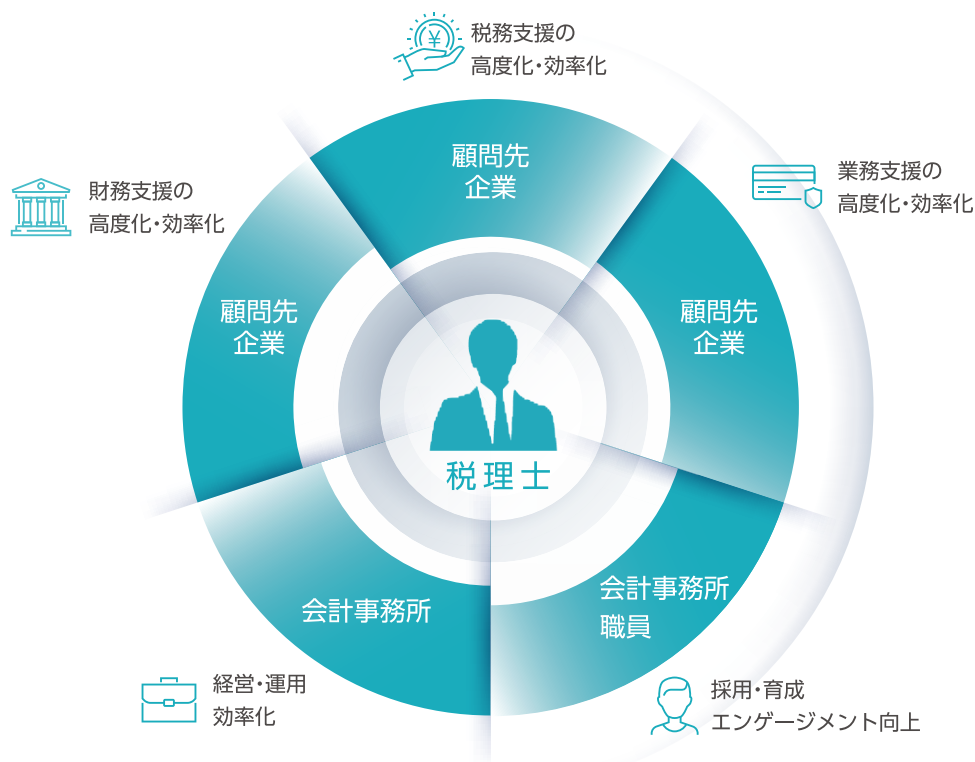
1分で簡単
お問い合わせ



※通常手数料：理論年収の35%※2025年3月末日までにご成約のお客様

サンロクマル 『税理士360構想』

税理士を取り巻く周囲 360 度すべてを支援。会計事務所と顧問先、会計事務所の職員に向けた以下の課題を解決。



財務支援の高度化・効率化

- ・事業拡大に向けた経営分析やキャッシュフローの改善
- ・生成 AI を活用した様々な製品・サービスを提供

税務支援の高度化・効率化

- ・税務業務を支えるツールの高度化
- ・会計事務所と顧問先の情報共有の効率化

業務支援の高度化・効率化

- ・煩雑な間接業務や業種特有の手続き
- ・顧問先の日常業務の DX を後押しするサービスを提供

経営・運用効率化

- ・会計事務所の IT 環境整備
- ・事業存続を支援するサービスを提供

採用・育成・エンゲージメント向上

- ・会計事務所への職員採用活動支援
- ・会計システムをより便利に活用するための情報提供や講習会の開催を強化
- ・職員の採用・育成・エンゲージメント向上



JR南武線「中野島駅」より徒歩1分!

24H
24時間営業

インドアゴルフ練習場

地域最大級!!

10打席完備・最新マシン導入

プロによるワンポイントレッスンあり

無料の専用駐車場 P 19台完備

施設無料体験・無料見学受付中!

お得な!
入会キャンペーン実施中!!

BIG TILT (パター練習機)



最大5%までの傾斜を自分で設定可能。
パッティングの軌道を光のプロジェクションで可視化。

VIPルーム (TWOVISION)



ご自分だけのプライベート空間で、団体利用にも
おすすめです。(最大4名でのご利用が可能)

無料の専用駐車場 19 台完備! 定額通い放題のインドアゴルフ練習場



インドアゴルフパーク

ナイス オン

インドアゴルフパーク ナイスオン中野島店

〒214-0012 川崎市多摩区中野島6-25-7

☎044-900-0001

●詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.niceon-golf.jp>





環境とDXをビジネスの力に変え、
未来のライフスタイルを描く。
再生可能エネルギーの取り組みも、
デジタルを活かした感動体験も、
地域に愛されるまちづくりも。
すべては一人ひとりの
ウェルビーイングのために。
私たちはグループが展開する
多様なグリーンの力を融合させ、
新しい価値を創造し続けます。

**誰もが
自分らしく
輝ける
未来へ**

**WE
ARE
GREEN**

 **東急不動産ホールディングス**

 **東急不動産**

 **東急コミュニティー**

 **東急リパブル**

 **東急住宅リース**

 **naoic** 学生情報センター

(株)日税ビジネスサービスは
おかげさまで創立 50 周年を迎えました

税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の

報酬自動支払制度



インボイス制度
&
電子帳簿保存法保存期間対応!

関与先様 1 件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから!

“報酬自動支払制度”で

検索

二次元コードから
アクセス

または



報酬自動支払制度 検索

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335 円 / 件

売上管理型



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

1,800 円 / 月
5 日と 28 日両方の振替日をご利用
の場合、2,100 円 / 月となります。

口座振替請求手数料

240 円 / 件

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など 定期・不定期を問わず 1 件からサポートします。

My 集金 NET のお問い合わせは

03-3345-0890



税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス



不動産売買を ご検討中の関与先様を 日税不動産情報センターに ご紹介ください!

- ✓ 相続税納税のために不動産売却が必要
- ✓ 資産整理のために売却したい
- ✓ 一棟マンション・アパートが老朽化して空室が目立つ、修繕する資金がない
- ✓ 遊休不動産を売却したい
- ✓ 不動産共有解消のため売却したい・・・など

その他にも...

相続不動産の
対策

財産評価
サポート

事業承継不動産
M&A

価格査定
調査

相談無料 お気軽にご相談ください。

※案件成約の場合、関与先様から頂いた仲介手数料の20%をご紹介料として先生にお支払いします。

税理士協同組合指定会社

株式
会社

日税不動産情報センター

横浜支店

お問い合わせは **TEL.045-262-1551**

〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町4丁目
106番地 税理士会館1階



日税グループ 日税ビジネスサービス 日税不動産情報センター 日税共済会保険代行 日税サービス 日税経営情報センター 日税信託

お取扱期間:令和7年3月31日(月)まで

Newかなしん定期預金

年 0.50 %

(税引後0.398%) ※上乗せは当初1年間のみとなります

期間限定
特別金利

ご利用いただける方

○個人・法人

ご契約期間

○1年(自動継続のみの取扱いとさせていただきます)

預金種類

○スーパー定期預金・大口定期預金

お預入金額

○50万円以上

※新規資金での預入に限らせていただきます。新規資金とは、令和6年7月1日以降定期預金預入日までに、現金や小切手、他行からのお振込み金や国債などの償還金です。本支店を含め、当金庫に既にお預け入れいただいているご預金、定期預金等の満期資金、解約資金は対象外となります。

適用金利

○固定金利(金利上乗せは当初1年間のみとします)

その他

- ・自動継続後の利率は、継続時における店頭表示金利を適用します。
- ・満期日前に解約した場合は、当金庫所定の中途解約利率が適用となります。
- ・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されます。(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
※令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が源泉分離課税されます。
- ・満期日以降の利息は、解約または書替継続した日における普通預金利率により計算します。
- ・法人は総合課税となります。
- ・預金保険制度の付保対象預金です。
- ・市場金利の動向等により、内容等の変更を行う場合があります。
- ・詳しくは店頭にて説明書をご用意しております。

令和6年7月3日現在

お問い合わせは当金庫の本支店または業務推進部

☎0800-800-1516(通話料無料・神奈川県内からの電話に限る)

または☎046-821-1709までお問い合わせください。

(受付時間:平日9:00~17:00)

かながわ信用金庫
かなしん



中小企業倒産防止共済制度・小規模企業共済制度 のご案内

①中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

- ・掛金は月額5,000円～200,000円（5,000円単位）で加入後は増額・減額可能。
- ・確定申告時、掛金を損金（法人）または必要経費（個人事業主）に算入できます。
- ・解約手当金が受け取れます。（自己都合の解約の場合は掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば掛金全額が戻ります。（12か月未満は掛け捨てとなります）。
- ・取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、借り入れることができます。

②小規模企業共済制度

小規模企業の経営者や役員、個人事業主の方が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる制度。将来に備えつつ、経営者の方がさまざまなメリットを受けられます。お得で安心な小規模企業の経営者のための退職金制度です。

- ・掛金は月額1,000円～70,000円（500円単位）。※月払、半年払、年払選択可能。
- ・加入後は、増額・減額できます。
- ・確定申告時、全額を課税対象所得から控除できます。
- ・共済金の受取りは、退職、廃業時に受取可能。「一括」「分割」が選択できます。
※共済事由により規定がございます。
- ・積み立てた掛金の範囲内で低金利の貸付制度がございます。

小規模企業共済制度からのお知らせ

● 新規加入申し込みについてご注意ください ●

初回の掛金から口座振替を希望する場合は翌々月からの開始となります。

【例】10月に申込みをした場合、月額掛金の申込月、翌月、翌々月の3か月分を
申込月の翌々月（12月）に請求します。

※11月、12月に申込み手続きをした場合、初回の掛金請求が翌年となるため、
申込年の所得控除は対象外となりますのでご注意ください。

東京地方税理士協同組合に 是非ご加入ください

東京地方税理士協同組合は、

1. 組合員等の社会的地位の向上と福利厚生の実現を図る
2. 提携企業との共存共栄を図る
3. 税理士会に貢献する

を基本方針として、税理士会では行う事の出来ない各種収益事業等を行っております。
これらの事業で得た収益は、税理士会との共同事業、ご協力を頂いた支所への交付金
として、又、組合員等への福利厚生事業等として還元しています。

①組合員・準会員 加入のメリット

**組合への加入は、出資金(準会員は預り金)10,000円のみ。
会費は一切ありません。**

- ◎各種厚生事業の参加・優良図書の割引購入・税務手帳等の無料配付
- ◎横浜スタジアムの野球観戦へ抽選でご招待
- ◎慶弔規程による慰労金制度等

②提携先企業への情報提供のメリット

- ◎提携企業への関与先紹介により成約のとき、**所定の手数料が受け取れます**
- ◎小規模企業共済・中小企業倒産防止共済へご加入(関与先含む)のとき、
ギフトカードを進呈
- ◎あんしん財団へ関与先等のご紹介をいただき加入されたとき、
ギフトカードを進呈

③提携生保各社への関与先カード・税理士代理店登録のメリット

◎紹介カードのメリット

紹介カード提出で1,000円のギフトカード
契約成立で更に9,000円のギフトカード

◎代理店登録のメリット

新規代理店登録者・紹介者にギフトカード
保険成約のとき各生保会社より代理店手数料

組合の各種事業については、ホームページもご覧ください。
<https://www.tochizeikyo.com/>



お問合せ先:東京地方税理士協同組合事務局 TEL 045-243-0551

東京地方税理士協同組合

「団体定期保険・総合医療保険」

令和6年度 シンプルキャンペーン

キャンペーン期間
令和6年4月1日～令和7年1月31日

○支所(支部)表彰基準

支所目標達成に応じて、報奨金を交付。詳細は、協同組合事務局へお問合せください。

○加入協力者表彰基準(契約成立が該当条件)

- 団体定期保険**
- 未加入の新規事業所を紹介した税理士に1万円の商品券を贈呈。
 - 既加入事業所からの新規加入者及び増額加入者を紹介した税理士に5千円の商品券を贈呈。

- 総合医療保険**
- 未加入の新規事業所を紹介した税理士に1万円の商品券を贈呈。
 - 既加入事業所からの新規加入者を紹介した税理士に5千円の商品券を贈呈。

(注)加入事務所が複数の事務所から紹介を受け、4～翌1月で複数回加入した場合、最初の紹介事務所が表彰基準に該当。
※保険募集上のコンプライアンス違反があった場合は、表彰の対象外となります。

団体定期保険

【ご加入者】東京地方税理士協同組合共済会

- 当共済会の正会員、およびその事務所に勤務する役員・従業員(正会員の家族専従者も含む)
- 当共済会の正会員の配偶者とお子さま
- 当共済会の準会員で税理士の資格を有する者、およびその事務所に勤務する役員・従業員
- 当共済会の準会員で税理士の資格を有する者の配偶者とお子さま

※ 配偶者・お子さまのみのご加入はできません。

※ 配偶者・お子さまの保険金額は、ご本人と同等かそれ以下で選びください。

24時間保障
簡単な手続き
配当金を還元

業務上・業務外を問わず保障
ご加入の際は健康状態についての告知が必要
1年ごとに当団体のみで収支計算を行い剰余が生じた場合は、配当金として還元(配当金が0となる場合もあります)

◎委託保険会社および委託割合(2024年5月現在)

大同生命[事務幹事会社](83.33%) 日本生命(15.30%)

明治安田生命(1.21%) ジブラルタ生命(0.12%) 第一生命(0.04%)

※記載の委託保険会社および委託割合は2023年5月のものであり、契約者(東京地方税理士協同組合共済会)の決定により、保険期間中であっても変更となる場合があります。

◎ご加入に際しては、所定のパンフレット(契約内容重要事項記載資料)を必ずご覧下さい。

総合医療保険

保険の特徴

1. ケガや病気等による1泊2日以上継続入院、手術等まで幅広く保障。
2. 1回の入院に対する支払限度日数は124日(通算で1,095日)となります。
3. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
4. 入院給付金日額は、3,000円から10,000円まで千円単位で選択できます。
5. 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込手続きです。
6. 団体保険としての割引が適用された保険料です。

※ 同一事務所で事業所加入型と個人加入型の併用取扱いはできません。

事業所加入型 配偶者・子どもは加入することはできません。

個人加入型 配偶者・子どものみで加入することはできません。配偶者は本人と同額もしくはそれ以下、子どもは本人(配偶者が加入している場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

[事務幹事会社] 日本生命

◎ご加入に際しては、所定のパンフレットに記載の「契約概要」・「注意喚起情報」・「ご加入のみなさまへ」・「正しく告知いただくために」等の重要事項を必ずお読みください。

(お問合せ先) 東京地方税理士協同組合事務局 TEL 045-243-0551